

国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金要綱

〔 国東市告示第 54 号 〕
〔 平成 28 年 4 月 1 日 〕
改正 平成 30 年 5 月 18 日告示第 58 号
改正 令和 3 年 3 月 31 日告示第 71 号

国東市がんばれ子育て住宅新築・購入応援奨励金交付要綱(平成 27 年国東市告示第 35 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この告示は、本市からの人口流出に歯止めをかけ、移住定住の促進と、子育て支援を目的に、市内において居住用住宅を取得し定住する者に対し、予算の範囲内において国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することに関し、国東市補助金等交付規則(平成 18 年国東市規則第 62 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 転入日の前 5 年以上市内に住所を有していない、かつ転入日から 1 年を経過していない者をいう。ただし、出生からの年数が 5 年に満たない場合も同様の取り扱いとする。
- (2) 県外転入世帯 同一世帯を構成する世帯員の 2 分の 1 以上が県外から転入してきた世帯をいう。ただし、世帯構成の割合が市外転入者又は市内定住者と同率の場合は、県外転入世帯の取り扱いとする。
- (3) 市外転入世帯 同一世帯を構成する世帯員の 2 分の 1 以上が市外から転入してきた世帯をいう。ただし、世帯構成の割合が市内定住者と同率の場合は、市外転入世帯の取り扱いとする。
- (4) 市内定住世帯 市内に定住している世帯をいう。ただし、同一世帯に県外転入者及び市外転入者を含む場合であっても、世帯員の 2 分の 1 未満の場合は同様の取り扱いとする。
- (5) 定住 市内において居住用住宅を新築又は購入した者が、住所地として住民基本台帳に記録され、かつ当該住所地に生活の本拠を置くことをいう。
- (6) 居住用住宅の取得 新たに自己が居住するために、市内において住宅を新築又は未使用の住宅若しくは中古住宅(集合住宅を含む)を購入することをいう。
- (7) 住宅の取得日 建物の登記に係る登記原因の日付欄に記載された日又は取得した居住用住宅に住所を設定した日をいう。
- (8) 市税等 住民税及び国民健康保険税をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、居住用住宅の取得に係る契約の締結をした者。ただし、集合住宅の取得において、居住する部分とその取得費用が確認できること。
 - (2) 居住住宅及び集合住宅を取得する場合、所有者と取得者の関係が3親等以内でないこと。
 - (3) 取得した居住用住宅の入居から10年以上継続してその住宅に居住する見込みがあること。
 - (4) 市税等を滞納していないこと。
 - (5) この告示による奨励金の交付を受けようとする居住用住宅の取得に関し、市が実施する他の制度による補助又は助成を受けていないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員ではない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係な関係を有しない者
 - (7) 生活保護受給者ではない者
 - (8) 前各号に該当する者以外で、特に市長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、本市に定住していないことが明らかである場合、公共事業等による住宅移転の場合など、市長が非助成対象者と認める者は、奨励金の交付対象としないものとする。

(奨励金等)

第4条 奨励金は、土地及び建物(空き家バンクの物件については付随する農地なども含む)の総額が100万円以上の場合であって、その費用の2分の1以内(千円未満切り捨て)で交付する。ただし、上限額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 上限1,500,000円 令和3年4月1日以降の県外転入世帯で、居住用住宅の取得に係る契約を締結した日が転入後1年以内の者。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれるインキュベーションファーム、地域おこし協力隊等大分県移住者居住支援事業費補助金交付要綱に定める活動の期間については、その期間を除外する。
 - (2) 上限1,000,000円 令和3年4月1日以降の市外転入世帯で、居住用住宅の取得に係る契約を締結した日が転入後1年以内の者。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれるインキュベーションファーム、地域おこし協力隊等大分県移住者居住支援事業費補助金交付要綱に定める活動の期間については、その期間を除外する。
 - (3) 上限500,000円 令和3年4月1日以降に居住用住宅の取得に係る契約を締結した市内定住世帯
- 2 第1項に該当する申請者が属する世帯に18歳未満の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子で小・中・高校に就学又は就学前の子)がいる場合、1人につき100,000円をそれぞれ前項の奨励金に加算して交付するものとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする世帯の主たる生計者(以下「申請者」という。)のうち、前条に該当する者は、当該契約の締結日から起算して1年以内に国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金交付申請書(様式第1号)及び宣誓書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、1つの建物(集合住宅は除く)につき1人しか申請することができない。

- (1) 住宅及び土地等の売買契約書又は建築請負契約書の写し
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 入居する世帯全員の市税等完納証明書(直近の証明書が他市町村で発行された場合は、その証明書)
- (4) 戸籍の附票等(転入者の場合のみ。申請者の転入(予定)日以前5年の住所地がわかるもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することに決定したときは、国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求等)

第7条 前条の規定により奨励金交付の決定を受けた当該物件に居住した者は、国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金交付請求書(様式第4号)に、建物の登記事項証明書の写しと居住を確認できる書類を添付して市長に請求するものとする。

(奨励金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還等)

第9条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

- (1) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

2 返還額の算出は、奨励金額から奨励金の額に入居年数(入居年数に端数の月数が生じた場合はこれを切り捨てる。)を10で除した数を乗じて得た額を差し引いた額(1万円未満の端数はこれを切り捨てる。)とする。

3 市長は、前2項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合又は返還を求めるときは、国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金返還通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(委任)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 28 年 3 月 31 日までに自己の居住用住宅を取得した者又は居住用住宅の取得に係る契約を締結した者の奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 5 月 18 日告示第 58 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日告示第 71 号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 令和 3 年 3 月 31 日までに自己の居住用住宅を取得した者又は居住用住宅の取得に係る契約を締結した者の奨励金の交付については、なお従前の例による。